

## 帰宅困難者支援マニュアル（令和2年1月）新旧対照表

項	現行	修正後（案）
	<p>目次 第5章 <b>発災時</b>の各機関の役割</p> <p>第6章 <b>発災時</b>の対応の流れ</p> <p>第7章 <b>発災時</b>の対応の基本事項</p> <p>第8章 <b>発災時</b>の情報連絡のルール</p> <p>第9章 <b>発災時</b>の対応のポイント</p>	<p>目次 第1章 <b>4 本マニュアルの目的</b></p> <p>目次 第5章 <b>災害発生時</b>の各機関の役割</p> <p>第6章 <b>災害発生時</b>の対応の流れ</p> <p>第7章 <b>災害発生時</b>の対応の基本事項</p> <p>第8章 <b>災害発生時</b>の情報連絡のルール</p> <p>第9章 <b>災害発生時</b>の対応のポイント</p>
	<p>用語の定義</p> <p><b>【帰宅困難者】</b></p> <p>帰宅困難者とは、<b>地震</b>発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）をいう。</p>	<p>用語の定義</p> <p><b>【帰宅困難者】</b></p> <p>帰宅困難者とは、<b>災害</b>発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）をいう。</p> <p>※以下、地震、発災等の用語については、全て災害とする。</p> <p style="text-align: right;">（省略）</p>
P1	<p>2 津田沼駅周辺における帰宅困難者問題と対策</p> <p>6行目</p> <p>津田沼駅周辺における帰宅困難者の人数は、首都圏と比べると非常に少ないですが、やはり駅周辺に行き場を失った人が集まることで、<b>集団転倒</b>や火災の延焼に巻き込まれるなどの</p>	<p>2 津田沼駅周辺における帰宅困難者問題と対策</p> <p>6行目</p> <p>津田沼駅周辺における帰宅困難者の人数は、首都圏と比べると非常に少ないですが、やはり駅周辺に行き場を失った人が集まることで、<b>多くの人が連鎖的に転倒する群衆雪崩</b>や火災の延焼に巻き込まれるなどの</p>

P2	<p>3 駅周辺における混乱を軽減させるポイント</p> <p><b>地震</b>発生後に津田沼駅周辺で予想される混乱を軽減するためには、次の2つが大きなポイントとなります。</p>	<p>3 駅周辺における混乱を軽減させるポイント</p> <p><b>災害</b>発生後に津田沼駅周辺で予想される混乱を軽減するためには、次の2つが大きなポイントとなります。</p> <p>4 本マニュアルの目的</p> <p>大地震、風水害等の自然災害及び武力攻撃事態、大規模事故等の人為的災害（以下「災害」という。）が発生した際、津田沼駅周辺で発生が予想される帰宅困難者への対策について、駅を中心とした周辺の関係機関や地域住民、行政機関や消防、警察で共通の課題をもって対応がとれるよう「帰宅困難者支援マニュアル」を策定しました。</p> <p>なお、本マニュアルは、「習志野市地域防災計画」及び「習志野市国民保護計画」で定める災害発生時に適用されるものです。</p>
P4	<p>事前周知文の例「むやみに移動を開始しない」</p> <p>3行目</p> <p><b>集団転倒</b>などの二次被害の危険があるだけでなく、</p>	<p>事前周知文の例「むやみに移動を開始しない」</p> <p>3行目</p> <p><b>多くの人が連鎖的に転倒する群衆雪崩</b>などの二次被害の危険があるだけでなく、</p> <p>※以下、集団転倒は上記のように修正</p>
P9	<p>2 運行状況・駅の情報収集（提供）する</p> <p>■市は、3駅に連絡するとともに、各駅に職員を派遣し、</p>	<p>2 運行状況・駅の情報収集（提供）する</p> <p>■市は、3駅に連絡し、場合によっては各駅に職員を派遣し、</p>

P12	<p>■災害発生時の情報連絡体系図</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>習志野市役所 (災害対策本部)</p> </div>	<p>■災害発生時の情報連絡体系図</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>習志野市役所 (災害対策本部) ※災害対策本部設置前は 危機管理課</p> </div>
P14	<p>なお、災害救助法が適用されるような大きな災害が発生した場合、帰宅困難者の対応に要した水や食料等にかかった費用は、国庫負担の対象となる可能性がありますので、「備蓄物資（支援物資）等提供記録表資料10」を活用し</p>	<p>なお、災害救助法が適用されるような大きな災害が発生した場合、帰宅困難者の対応に要した水や食料等にかかった費用は、国庫負担の対象となる可能性があり、また、必要に応じて習志野市が費用の支弁、若しくは使用した物品の補填を実施することから、「備蓄物資（支援物資）等提供記録表資料10」を活用し</p>
P15	<p>その上で、一時滞在施設の4つの施設と、開設の可否を協議し、決定します。</p>	<p>P17の文章と同趣旨のため削除</p>

P16	■一時滞在施設一覧■		■一時滞在施設一覧■	
	施設名称	受入れ可能な帰宅困難者	施設名称	受入れ可能な帰宅困難者
	サンロード津田沼（市庁舎分室）	一般の帰宅困難者 （一時滞在施設で滞在が可能な者）	サンロード津田沼（市庁舎分室）	一般の帰宅困難者 （一時滞在施設で滞在が可能な者）
	学校法人千葉工業大学	一般の帰宅困難者 （一時滞在施設で滞在が可能な者）	学校法人千葉工業大学	一般の帰宅困難者 （一時滞在施設で滞在が可能な者）
	公益財団法人習志野文化ホール	一般の帰宅困難者 （一時滞在施設で滞在が可能な者）	習志野市習志野文化ホール	一般の帰宅困難者 （一時滞在施設で滞在が可能な者）
ホテルメッツ津田沼	特別な配慮が必要な帰宅困難者 （高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一時滞在施設での滞在において何らかの特別な配慮を要する者）	JR東日本ホテルメッツ津田沼	特別な配慮が必要な帰宅困難者 （高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一時滞在施設での滞在において何らかの特別な配慮を要する者）	
P17	<p>5 各機関へ一時滞在施設・避難所の状況を連絡する</p> <p>習志野市は、各機関に対し、一斉FAXや一斉メール（パソコン・携帯電話）、登録制緊急メール、ホームページなど、可能な手段を使って、一時滞在施設や避難所の状況を連絡します。</p>		<p>5 各機関へ一時滞在施設・避難所の状況を連絡する</p> <p>習志野市は、各機関に対し、一斉FAXや一斉メール（パソコン・携帯電話）、緊急情報サービス「ならしの」、ホームページなど、可能な手段を使って、一時滞在施設や避難所の状況を連絡します。</p> <p style="text-align: right;">※用語にあっては統一</p>	